

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部公園緑地課 No.010

処 分 名	緑地協定の廃止
処 分 の 概 要	緑地協定を廃止しようとする場合は、市長の認可を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 52 条
審 査 基 準	<p>○緑化協定を廃止する場合は、協定を締結している過半数の合意が必要です。</p> <p>○認可したときは、公告します。</p>
標準処理期間	14 日
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日
申請時期	随時
申請方法	庄和総合支所 2 階公園緑地課窓口への提出または郵送
備 考	

■都市緑地法

(緑地協定の廃止)

第52条 緑地協定区域内的の土地所有者等（当該緑地協定の効力が及ばない者を除く。）は、第45条第4項又は第48条第1項の認可を受けた緑地協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。